

認定コミュニティ活動状況資料

海岸地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～8
委員名簿	9

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	10～16
当該年度の活動計画書及び収支予算	17～18
特定事業の概要（広報紙発行事業）	19
特定事業実施報告書（広報紙発行事業）	20～21
特定事業の概要（海岸地区盆踊り）	22
特定事業実施報告書（海岸地区盆踊り）	23～24

【参考資料】

- ・海岸まちぢから第12号（令和6年7月1日）
- ・海岸まちぢから第13号（令和7年1月1日）
- ・海岸まちぢから市民集会報告（令和7年1月1日）
- ・特定事業成果物（海岸地区盆踊り）

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

（新たな地域コミュニティの取り組みを進める社会的背景）

海岸地区は、海に面した地域性からマリンスポーツ文化が根付き、明治中期以降の別荘地としての歴史を背景に、市内にとどまらず、多くの人から閑静な住宅地として人気を集めている。そのような中、海岸地区は13の自治会を中心に、福祉、青少年育成、防災、環境保全といった様々な分野で多くの団体が活動し、地域生活を支えてきた。

しかし、情報化社会の発展やそれに伴う生活様式の変化により、地域にとらわれない大きな範囲でのつながりが可能となり、コミュニティの基盤となる地域への関心、連帯感が薄れてきている。また、各団体の取り組みも専門性が高く、地域課題に対し個別に対応する状況となっている。一方で、高齢者や子どもの見守りなど、地域全体で協力して取り組まなければならない事柄は増加傾向にあり、従来自治会が中心となり担ってきた、あらゆる世代がつながり支え合うまちづくりを継続、発展させていくためには、地域住民や地域で活動する各種団体が積極的に連携し、協力していく必要性が高まっている。

（海岸地区で新たな地域コミュニティの取り組みを進める理由）

多くの方に愛されている海を大切に、自然と文化が共存する海岸地区であり続けるためには、今まで以上に地域の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならない。また、従来自治会が担ってきた地域におけるコーディネート機能をさらに高め、地域横断的な取り組みを進めることが必要となることから、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、新たな地域コミュニティの形成を図ることとした。

（海岸地区での新たな地域コミュニティの取り組みを進める目的）

(1) 協議の場

地域住民と市が協働して、地域の様々な立場の方々が、自分たちの地域について話し合い、地域の課題を共有し、協議をする。

(2) まちぢからの醸成

地域の課題を解決するために必要なサービスや事業を、地域が市と協働して実行することにより、地域で活動している多様な担い手の連携を推進する。また、地域住民の地域活動への新たな参画を促進し、地域活動を活性化し、まちぢからを高める。

(3) 自助・共助・公助のまちづくり

活力のある地域社会を持続可能なものとしていくため、地域と市がそれぞれの責任の下で役割を担い、日常の問題を解決する環境づくりを進めることで地域における支え合いのカタチを再構築し、共助の拡大につなげる。

(4) 地域住民主体の市政

地域の事情を踏まえ、地域住民と市が協働して、地域の多様な方々が協議することにより、地域で何を優先して実施すべきかの選択が行えるようになり、地域が優先すべき地域課題に予算・設備を効果的に活用し、事業展開ができるようにする。

認定基準確認表

海岸地区まちぢから協議会

認定基準 (地域コミュニティの認定等に関する条例第2条)		基準への適合状況 (申請時)	基準への適合状況 (R6年度)
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第2条に市長が告示する海岸地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図4」と規約第2条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「海岸地区に属する各単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり13自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（9）に規定あり。（（7）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）海岸地区社会福祉協議会の代表 （3）海岸地区民生委員児童委員協議会の代表 （8）地域包括支援センターあいの代表 （9）ボランティアセンター海岸の代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （6）東海岸体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （4）茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会の代表 （5）東海岸小学校区青少年育成推進協議会の代表	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第5条（2）～（9）（（7）を除く。）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（10）に規定あり。	・申請時と同様で規程に変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第9条、第21条～第25条に部会の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第9条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第1条に名称及び事務所の所在地、第2条に主として活動する区域、第3条に目的、第8条に代表者に関する事項、第9条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

海岸地区まちぢから協議会 規約

目次

- 第1条 名称
- 第2条 区域
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 役員
- 第7条 役員の任期
- 第8条 役員の仕事
- 第9条 会議
- 第10条 総会
- 第11条 総会の種別
- 第12条 総会の招集
- 第13条 総会の議決事項
- 第14条 総会の議事録
- 第15条 運営委員会
- 第16条 運営委員会の招集
- 第17条 運営委員会の決定事項
- 第18条 役員会
- 第19条 役員会の招集
- 第20条 役員会の所掌事項
- 第21条 部会
- 第22条 部会長及び副部会長の仕事
- 第23条 部会長及び副部会長の任期
- 第24条 部会の招集
- 第25条 部会の協議事項
- 第26条 海岸地区コミュニティセンターの管理運営
- 第27条 事務局
- 第28条 事業及び会計年度
- 第29条 経費
- 第30条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第31条 必要事項

(名称及び所在地)

第1条 本会は、海岸地区まちぢから協議会と称し、その所在地を海岸地区コミュニティセンター（東海岸北5-16-20）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する海岸地区（以下「海岸地区」という。）とする。

(目的)

第3条 本会は、住みよい地域社会の構築のため、地域課題を把握・協議し、市と協働して、自主的・主体的に課題解決に向けた地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) 海岸地区コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 海岸地区に属する各単位自治会の代表
 - (2) 海岸地区社会福祉協議会の代表
 - (3) 海岸地区民生委員児童委員協議会の代表
 - (4) 茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (5) 東海岸小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (6) 海岸地区体育振興会の代表
 - (7) 海岸地区コミュニティセンター管理委員会の代表
 - (8) 地域包括支援センターあいの代表
 - (9) ボランティアセンター海岸の代表
 - (10) 公募による者
 - (11) 本会が推薦する者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、総会の決議によってその任期を短縮することを妨げない。
 - 3 委員は再任を妨げない。
 - 4 委員の定数は、30名以内とする。
 - 5 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、委員として職務を行わなければならない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は再任を妨げない。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、役員として職務を行わなければならない。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 書記は、事務局を統括する。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

2 会議は、各会議を構成する者の過半数の出席により成立する。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出をもって出席とみなすことができる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

4 前2項の規定は、総会、運営委員会及び役員会に適用するものとし、部会については部会長に対応を委ねるものとする。

5 会議には、各会議を構成する者以外の者に出席をもとめ、意見を聞くことができる。

(総会)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 本会の役員を選任及び解任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第16条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の決定事項)

第17条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員等の入会又は退会に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 部会の設置及び廃止に関すること。
- (4) 各部会長の選任及び解任に関すること。
- (5) 各部会が協議した事項に関すること。
- (6) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (7) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。
- (8) 住民への周知に関すること。
- (9) その他委員から提案された事項に関すること。

(役員会)

第18条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の所掌事項)

第20条 役員会は、次の事項を所掌する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。

(2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関すること。

(3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第21条 部会は、部会員をもって構成する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、委員から選任する。

4 部会員は、当該部会への参画の意志があるものとする。

5 副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。

6 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

第22条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。

(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

第23条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、運営委員会の決議によってその任期を短縮することを妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は再任を妨げない。

4 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、部会長及び副部会長としてその職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第24条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第25条 部会は、所掌する事項について調査・審議する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(海岸地区コミュニティセンターの管理運営)

第26条 本会の中に海岸地区コミュニティセンター管理委員会を設ける。

2 海岸地区コミュニティセンター管理委員会は、海岸地区コミュニティセンターの管理運営を行い、所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第27条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の事項を行う。

- (1) 会議の資料の作成に関する事。
- (2) 会議の議事録の作成に関する事。
- (3) 会計事務に伴う事項に関する事。
- (4) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関する事。
- (5) その他本会の運営に必要な事項に関する事。

(事業及び会計年度)

第28条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第29条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第30条 会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、役員会及び運営委員会に報告する。

(必要事項)

第31条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成28年3月27日から施行する。

この規約は、海岸地区コミュニティセンター管理委員会の組織組み入れに伴い、令和2年9月19日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年4月23日の定期総会の議決に基づき、令和4年4月23日から施行する。

海岸地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、海岸地区まちぢから協議会規約第25条第2項の規定により、海岸地区まちぢから協議会の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会及びグループの設置)

第2条 海岸地区まちぢから協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

また、必要に応じて部会内にグループを設置し、互選によりグループリーダーを置く。

(1) 広報部会

ホームページグループ

広報紙グループ

掲示板グループ

(2) 防災安全部会

防災安全グループ

ペット避難グループ

(3) イベント企画部会

市民集会グループ

賀詞交歓会グループ

梅まつりグループ

盆踊りグループ

サマースペース海岸グループ

(部会の所掌する事項)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする。

(1) 広報部会

イ ホームページに関すること

ロ 広報紙等に関すること

ハ 掲示板設置に関すること

ニ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関すること

(2) 防災安全部会

イ 防災訓練の実施に関すること

ロ 安全・安心な暮らしに関すること

ハ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関すること

(3) イベント企画部会

イ 市民集会、賀詞交歓会、梅まつり、盆踊り、サマースペース海岸等、海岸地区まちぢから協議会が主催・共催するイベントに関すること

ロ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関すること

附 則

- ・この規程は、平成29年6月24日から施行する。
- ・この規程は、平成30年6月23日に一部改正し直ちに施行する。
- ・この規程は、令和5年12月23日に一部改正し直ちに施行する。
- ・この規程は、令和7年4月19日に一部改正し直ちに施行する。

海岸地区まちぢから協議会 運営委員名簿

(注) 本名簿は個人情報保護に十分留意して取り扱うこと。

2025年3月31日現在

	役職	氏名	住所	電話	所属
			E-mail Address		
1	会長	林 正明			東海岸北二丁目自治会
2	副会長	丸山 泰			東海岸南一丁目自治会 海岸地区民生委員児童委員協議会
3	副会長	山田 秀砂			推薦委員
4	書記	今泉 勲			東海岸小学校区青少年育成推進協議会
5	会計	渡辺 末一			東海岸北四丁目自治会
6	監事 コミセン会長	佐藤 良一			海岸地区コミュニティセンター運営委員会
7	監事	山本 俊夫			ボランティアセンター海岸 東海岸北一丁目自治会
8	委員	米井 博之			東海岸北三丁目自治会
9	〃	大関 路将			東海岸北五丁目自治会
10	〃	土田 衛			東海岸南二丁目自治会
11	〃	真野 宗直			東海岸南三丁目自治会
12	〃	中村 嘉人			東海岸南四丁目自治会
13	〃	島田 渡			東海岸南五丁目自治会
14	〃	西村 和明			東海岸南六丁目自治会
15	〃	小林 正尚			パシフィックガーデン茅ヶ崎自治会
16	〃	原 京子			茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会
17	〃	町田 奈津美			地域包括支援センターあい
18	〃	加藤 大嗣			海岸地区体育振興会
19	〃	川上 千春			公募委員
20	〃	阿部 ちづる			公募委員
21	〃	和田 智弘			推薦委員
22	担当職員	清水 大空	茅ヶ崎1-1-1 shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp	81-7126	茅ヶ崎市役所市民自治推進課

令和6年度事業報告承認の件

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和6年 4月 4日	4月役員会	(1)定期総会について
20日	定期総会	(1)議案第1号 令和5年度事業報告について (2)議案第2号 令和5年度収支決算について (3)議案第3号 役員を選任(案)について (4)議案第4号 令和6年度事業計画(案)について (5)議案第5号 令和6年度収支予算(案)について
20日	4月運営委員会	(1)「自治会役員名簿・加入世帯数」提出 (2)「2024年度海岸地区まちぢから協議会主要日程」の主要日程」の修正版配布 (3)委員の選任について (4)部会・グループの見直しについて (5)部会報告・団体報告 (6)その他情報交換
5月16日	5月役員会	(1)運営委員会の議案検討
18日	5月運営委員会	(1)推薦委員選任について (2)収支会計項目変更について (3)副部長廃止について (4)部会・グループの見直しについて (5)部会報告・団体報告 (6)その他情報交換 (7)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
6月20日	6月役員会	(1)運営委員会の議案検討
22日	6月運営委員会	(1)行政からの報告 ①ごみ収集方式のあり方について (2)茅ヶ崎市まちぢから協議会情報交換会について (3)部会組織名簿の確認について (4)救命講習会の実施について (5)部会報告・団体報告 (6)その他情報交換 (7)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
7月18日	7月役員会	(1)運営委員会の議案検討
20日	7月運営委員会	(1)海岸地区まちぢから協議会運営、体制について (2)海岸地区まちぢから協議会の周知方法について (3)部会報告・各団体報告 (4)その他情報交換 (5)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
8月22日	8月役員会(中止)	
24日	8月運営委員会(中止)	

実施日	会議の名称	主な内容等
9月19日	9月役員会	(1)運営委員会の議案検討
21日	9月運営委員会	(1)10月5日開催の市民集会準備及び運営について (2)10月19日開催の防災訓練について (3)海岸地区活性化に向けた地方商店街等との連携・協力体制について (4)部会報告・各団体報告 (5)その他情報交換 (6)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
10月24日	10月役員会	(1)運営委員会の議案検討
26日	10月運営委員会	(1)イベント情報等周知に伴うホームページ活用及び広報部会員増員について (2)「田中映伍選手を応援する会」を後援する件について (3)市民集会及び防災訓練報告 (4)11月運営委員会日時変更について (5)部会報告・団体報告 (6)その他情報交換 (7)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
11月21日	11月役員会	(1)運営委員会の議案検討
23日	11月運営委員会	(1)ホームページグループリーダー交代について (2)2025年賀詞交歓会時間変更について (3)部会報告・団体報告 (4)その他情報交換 (5)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
12月19日	12月役員会	(1)運営委員会の議案検討
21日	12月運営委員会	(1)11月30日開催のまちぢから協議会連絡会主催研修会について (2)1月11日開催の賀詞交歓会について (3)部会報告・団体報告 (4)その他情報交換 (5)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
令和7年 1月23日	1月役員会	(1)運営委員会の議案検討
25日	1月運営委員会	(1)行政より説明会 ①個別避難計画作成の取組みについて ②津波災害警戒区域の指定と今後の取組みについて (2)2月11日開催の梅まつりについて (3)部会報告・各団体報告 (4)その他情報交換 (5)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
2月20日	2月役員会	(1)運営委員会の議案検討
22日	2月運営委員会	(1)行政より説明会 ①地域包括支援センターの役割（機能）について ②認知症施策推進（チームオレンジ）について (2)公募委員選定について

実施日	会議の名称	主な内容等
		(3)まちぢから協議会会報誌 NO.11 発行について (4)部会報告・団体報告 (5)その他情報交換 (6)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
3月20日	3月役員会	(1)運営委員会の議案検討
22日	3月運営委員会	(1)2025年度定期総会について (2)自治会加入世帯数・役員資料提出依頼 (3)自治会以外の団体代表者の変更等について (4)部会報告・各団体報告 (5)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項

(2) 広報部会（広報紙グループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和6年 5月18日	第1回グループ会議	第12号企画検討
6月26日	第2回グループ会議	第12号納入・配布
9月18日	第3回グループ会議	第13号企画検討
12月24日	第4回グループ会議	第13号納入・配布
令和7年 1月24日	新メンバー初会議	次年度方針検討
2月18日	グループ会議	次年度方針決定

*企画案等の詳細検討については、会議によらずメール等により、意見の交換を実施

(3) 防災安全部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和6年 7月20日	第1回防災安全部会	合同防災訓練開催について
9月8日	第2回防災安全部会	合同防災訓練開催について
9月16日	第3回防災安全部会	合同防災訓練開催について
10月13日	第4回防災安全部会	合同防災訓練説明会
10月18日	第5回防災安全部会	合同防災訓練最終説明会
10月19日		合同防災訓練開催
11月23日	第6回防災安全部会	行政関係者も含めた合同防災訓練反省会

*企画案等の詳細検討については、会議によらずメール等により、意見の交換を実施

(4) イベント企画部会（市民集会グループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和6年 5月16日	第1回会議（役員会）	タイムテーブル検討、テーマの検討
5月18日	5月運営委員会	テーマの決定、質問の募集方法を決定
6月20日	第2回会議（役員会）	市民集会実施要領、集会までの準備スケジュール決定
7月1日		開催案内・事前質問公募回覧チラシの配付
7月20日	7月運営委員会	運営委員に事前質問を依頼
8月10日	第3回会議	要望書提出に向けた編集作業
9月1日		開催案内ポスター掲示
9月2日		事前質問を市（市民自治推進課）へ提出
10月2日		市民集会資料（パワポ、配付資料）作成
10月5日	市民集会	体験学習センターうみかぜテラスにて開催

実施日	会議の名称	主な内容等
11月13日	リモート（メール）	市からの回答（議事録）を確認
12月2日	リモート（メール）	海岸地区住民に向けた市民集会報告書の編集確認
12月12日		海岸地区住民に向けた市民集会報告書の印刷発注
12月18日		海岸地区住民に向けた市民集会報告書の配付

(5) イベント企画部会（梅まつりグループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和6年11月19日	第1回グループ会議	令和7年梅まつり開催案の検討
12月19日	第2回グループ会議	令和7年梅まつり準備状況確認
令和7年1月12日	第1回実行委員会	令和7年梅まつり実施要領の説明、質疑
1月26日	第2回実行委員会	令和7年梅まつり実施要領改訂版の説明、質疑
2月11日		令和7年梅まつり開催
2月15日	第3回実行委員会	反省事項質疑

(6) イベント企画部会（盆踊りグループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和6年5月25日	第1回グループ会議	盆踊り実施問題点の検討
6月9日	第2回グループ会議	盆踊り機材調達・設営方法の検討
6月26日	第3回グループ会議	盆踊り実行計画説明
7月15日	第4回グループ会議	盆踊り開催近隣対策検討
7月28日	第1回実行委員会	盆踊り実行計画確認
8月5日		盆踊り練習会
8月10日	第2回実行委員会	盆踊り実行計画周知
8月12日		盆踊り練習会
8月18日		盆踊り開催
8月25日	反省会	

(7) イベント企画部会（賀詞交歓会グループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和6年11月23日	第1回賀詞交歓会部会	来賓招待者、海岸地区参加者のすり合わせ
12月1日	来賓招待者挨拶回り	来賓招待者案内状持参
令和7年12月21日	第2回賀詞交歓会部会	開催案詳細検討
1月6日	第3回賀詞交歓会部会	参加者確認と準備詳細検討
1月11日		賀詞交歓会開催

2 事業の実施

実施日	区分	事業名	内容・実施体制・参加者数
令和6年 8月18日	主催	海岸地区盆踊り	別記載
10月 5日	主催	市民集会	別記載
10月19日	主催	海岸地区防災訓練	別記載
令和7年 2月11日	共催	梅まつり	別記載
通年	主催	感震ブレーカー設置事業	別記載

●盆踊り

例年同様、東海岸小学校校庭にて開催し、約2,000名の来場者数となり、大いに賑わった。前回の課題をもとに、場内整理班の人員を3倍に増員し、飲食スペースを拡大するなど、場内が混雑しないよう工夫して実施した。これにより、来場者が混雑することなく、より快適に楽しんでいただくことができた。

催し物としては、来場者へのうちわ無料配布(2,000枚)、子どもたちへのアイスクャンディー無料配布(1,000本)、菱沼祭囃子保存会による演奏を実施した。売店としては、当協議会委員等による焼きそば、焼き鳥、フランクフルト、かき氷、ポップコーン、飲み物等を販売した。また、今年度については、地域活性化を目的に地域商店の出店も依頼した。どちらの模擬店も予想を超える来場者数であったため、売り切れが続出した。

来年度は、さらに多くの来場者数を想定し、模擬店数の増加や、販売個数の増数などを検討しながら準備を進めていきたい。

●市民集会

参加者66名(一般住民34名、まちぢから協議会13名、市・県議会議員6名、行政13名)

今回は、議論を深めるため、テーマを「災害時に備えての海岸地区の避難所問題」に絞り、公募した事前質問に対する行政からの回答をもとに意見交換を行った。

【事前質問】

1. 「一時避難場所」の周知広報について
2. 地震発生後、津波注意警報・警報が発令された場合の対応について
 - (1) 津波発生に対する安全避難について
 - (2) 高齢者の避難行動要支援者が在宅の場合
 - (3) 防災無線の増設要望
3. 災害時保健福祉専門職ボランティアの活動について
4. ラチエン通りの「災害時道路閉塞確立の改善」について
5. 避難所におけるペット問題について

●海岸地区合同防災訓練

参加者約265名。(一般住民178名、自主防災組織60名、教職員7名・配備職員8名・防災対策課職員6名、市職員3名、その他3名)

今回は、これまでの避難所開設訓練の経験を活かし、初めて地域住民の方々に避難者として参加していただく形で、東海岸小学校にて開催した。海岸地区では、避難所運営人員の高齢化が進み、新たな人員の育成が急務となっている。そのため、今回の訓練では、多くの地域住民に参加していただくことを目的に、防災に係る体験イベントを10種類実施した。

主な内容としては、避難所開設運営訓練を実施するとともに、車椅子体験、車中泊展示、防災食アイデアコンテストなど、子どもから大人までが参加しやすい形で実施した。

また、海岸地区は、ペット所有世帯が多いことから、ペットの同行避難・同伴避難を合わせて実施し、ペット所有世帯とそうでない世帯の避難所での共存生活について課題を抽出することができ

た。

訓練に参加された地域住民については、避難する際に何が必要なのかなど気づきにつながっており、有意義な時間となっていた。今後についても、地域課題である避難所運営委員の増員につながるよう様々な工夫を凝らして実施していきたい。

●梅まつり

例年同様に、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会との共催事業として開催した。

催し物としては、甘酒の無料配布（1,500名分）をはじめ、お茶席（有料200名分）、中海岸太鼓の会・甚句の会による演奏を実施した。模擬店としては、焼きそば、焼き鳥、焼き芋、フランクフルト、綿菓子、ポップコーン、とん汁、たこ焼きを販売し地元からは野菜、低農薬米、和菓子、クッキー、陶器雑貨販売などの出店があった。昨年とは異なり、気温も暖かく晴天であったため、多くの来場があり、甘酒の無料配布のテントには長蛇の列ができるなど、短時間で売り切れが続出した。

●感震ブレーカー設置事業

大規模地震時の通電火災対策として、まちぢから協議会が中心となって地区内の自治会で29年度より感震ブレーカーの設置作業を行っている。現在、海岸地区全世帯に対する普及率は、約50%となっている。

●広報活動事業

概要 海岸地区まちぢから協議会の活動を地域住民に周知した。

実施 海岸まちぢから12号（令和6年7月1日発行 9,000部印刷 全戸配布）

海岸まちぢから13号（令和7年1月1日発行 9,000部印刷 全戸配布）

海岸まちぢから市民集会特別号（令和7年1月1日発行 8,500部印刷 全戸配布）

令和6年度 海岸地区まちぢから協議会収支決算

収入の部

項目	予算額	決算額	内 訳
補助金	1,298,600	1,309,400	運営等助成金 250,000円 うみかぜテラス施設使用料補助 180,000円 特定事業助成金(広報紙発行事業) 237,600円 特定事業助成金(海岸地区盆踊り) 550,000円 防災訓練補助金 91,800円
繰越金	385,768	385,768	盆踊り協賛金繰越金 344,167円 令和5年度繰越金 41,601円
分担金	326,000	105,224	盆踊り自治会連合会分担金 26,457円 梅まつり自治会連合会分担金 21,859円 茅ヶ崎南地区梅まつり分担金 4,580円 その他自治会連合会分担金 52,328円
事業収入	1,588,000	1,969,300	賀詞交歓会会費 168,000円 梅まつり売り上げ・協賛金・お祝い金 394,360円 盆踊り売り上げ 527,930円 イベント協賛金 810,010円 総会后懇親会(会費3,000円) 69,000円
その他	0	10,241	利息等
合 計	3,598,368	3,779,933	

支出の部

項目	予算額	決算額	内 訳	
運営費	【本部】	2,570,385	2,510,388	
	事務費	57,000	134,818	消耗品、印刷費等
	会議費	27,000	18,665	レジュメ代
	広報啓発費	97,000	93,954	市民集会報告書 81,613円 ポスター・チラシ発行 12,341円
	事業費	2,356,385	2,232,951	盆踊り 1,415,285円 地区防災訓練 122,521円+補助金対象外経費 8,251円 賀詞交歓会 167,512円 梅まつり 422,181円 広報掲示板保険(振込手数料含む) 5,385円 総会后懇親会 71,857円 市民集会雑費 19,959円
	負担金	33,000	30,000	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会負担金 10,000円 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会費 10,000円 新春凧揚げ大会協賛金 10,000円
	返還金	0	0	
	【3部会】	0	0	部会活動は、本部費で計上
小 計	2,570,385	2,510,388		
施設使用料	使用料	180,000	127,130	施設使用料 等
	市への返還金		52,870	
	小 計	180,000	180,000	
海岸特定地区盆踊り成事業	物品費	310,000	261,781	海岸地区まちぢから協議会うちわ作成費(2,000枚) 消耗品費、その他
	委託費	198,000	258,500	電飾装置配線等委託
	印刷製本費	30,000	31,163	ポスター、回覧チラシ、その他
	予備費	12,000	0	
	市への返還金	0	0	
小 計	550,000	551,444		
広特報定紙事業助成金	委託料	237,600	237,600	印刷校正委託(仕分け作業含む) 9,000部×2回
	予備費	0	0	
	市への返還金	0	0	
小 計	237,600	237,600		
繰越金	0	300,501	イベント協賛金繰越金	
予備費	60,383	0		
合 計	3,598,368	3,779,933		

令和7年度事業計画

海岸地区まちぢから協議会の規約に基づく目的を達成するために次の取り組みを実施する。

1 課題把握

各団体や住民が抱えている課題や取り組みなど、地域に関する様々な情報の把握・共有を行い、各分野・各部会とともに、課題を整理し、調査・研究を行い、課題解決までの方法等について検討を行う。

2 課題解決

把握した課題を協議する中で、各団体や地域住民及び行政と協働による課題解決に取り組む。

3 事業等の実施

表1及び表2のとおり、継続した事業を実施する。

4 地域集会施設の指定管理

海岸地区まちぢから協議会が、活動の拠点である地域集会施設の管理委員会と連携することによって、より良い地域活動の推進を目指す。

【表1】

	事業項目	実施予定日	内 容
1	海岸地区まちぢから協議会の運営に関すること	通年	○海岸地区まちぢから協議会の目的を達成するための事業等について、役員会・運営委員会等で随時協議していく。 ○総会、役員会、運営委員会の開催のほか運営に関する事務
2	広報活動の強化	通年	○ホームページの運営、広報紙発行（6月、9月、12月、3月予定）及び掲示板の維持管理・活用に関する協議をしていく。

【表2】

	事業項目	実施予定日	内 容
1	海岸地区感震ブレイカー設置事業	通年	○大規模地震時の通電火災対策のため、各自治会が実施している啓発及び新規設置等に関する必要な支援を実施する。
2	サマースペース海岸	7月23日(水) ～8月29日(金)	○イベント部会に「サマースペース海岸グループ」を設けて、プロジェクトの実行計画を策定し運営に当たる。
3	盆踊りの開催	8月17日(日)	○地域住民の連帯感を高め、地震などの災害時に自助・共助の力を発揮するため盆踊りを検討、まちぢから協議会から実行委員会を組織し、開催する。
4	海岸地区市民集会	10月4日(土)	○地区住民が感じている茅ヶ崎市の課題等について、行政と協議することを目的に開催する。
5	海岸地区防災訓練	10月18日(土)	○実行委員会を設け、運営方法を協議していく。
6	海岸地区賀詞交歓会	令和8年 1月10日(土)	○実行委員会を設け、実施計画を協議していく。
7	梅まつり	令和8年 2月11日(水)	○実行委員会を設け、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会との共催をより積極的に実行計画を協議していく。

令和7年度 海岸地区まちぢから協議会収支予算

収入の部

項目	前年度 決算額	予算額	内 訳
補助金	1,309,400	2,042,000	運営等助成金 250,000円 うみかぜテラス施設使用料補助 180,000円 特定事業助成金(広報紙発行事業) 350,000円 特定事業助成金(海岸地区盆踊り) 660,000円 特定事業助成金(サマースペース海岸) 390,000円 特定事業助成金(海岸地区防災マニュアル改訂事業) 120,000円 防災訓練補助金 92,000円(R6年度実績:91,800円)
繰越金	385,768	300,501	イベント協賛金繰越金 300,501円
分担金	105,224	130,000	自治会連合会分担金 120,000円 茅ヶ崎南地区梅まつり分担金 10,000円(R6年度実績:4,580円)
事業収入	1,969,300	1,999,000	賀詞交歓会費 170,000円(R6年度実績:168,000円) 梅まつり売り上げ・協賛金・お祝い金 400,000円(R6年度実績:394,360円) 盆踊り売り上げ 530,000円(R6年度実績:527,930円) イベント協賛金 830,000円(R6年度実績:810,010円) 総会后懇親会(会費3,000円) 69,000円(R6年度実績:69,000円)
その他	10,241	0	利息等
合 計	3,779,933	4,471,501	

支出の部

項目	前年度 決算額	予算額	内 訳	
運営費	【本部】	2,510,388	2,531,000	
	事務費	134,818	135,000	消耗品、印刷費等
	会議費	18,665	20,000	レジユメ代
	広報啓発費	93,954	20,000	ポスター・チラシ発行
	事業費	2,232,951	2,326,000	盆踊り 1,420,000円(R6年度実績:1,415,285円) 防災関連費 200,000円(R6年度実績:122,521円+補助金対象外経費 8,251円) 賀詞交歓会 170,000円(R6年度実績:167,512円) 梅まつり 430,000円(R6年度実績:422,181円) 広報掲示板保険 6,000円(R6年度実績:5,385円) 総会后懇親会 80,000円(R6年度実績:71,857円) 市民集会雑費 20,000円(R6年度実績:19,959円)
	負担金	30,000	30,000	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会負担金 10,000円 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会懇親会費 10,000円 新春取揚げ大会協賛金 10,000円
	返還金	0	0	
	【3部会】	0	0	部会活動は、本部費で計上
小 計	2,510,388	2,531,000		
うみかぜ テラス 施設 使用料	使用料	127,130	180,000	施設使用料 等
	市への返還金	52,870	0	
	小 計	180,000	180,000	
海岸特 定区 事業 補助 金 助成 事業 費	物品費	261,781	360,000	海岸地区まちぢから協議会うちわ作成(2,000枚) 海岸地区まちぢから協議会提燈作成(20個) 消耗品費、その他
	委託費	258,500	220,000	電飾装置配線等委託(会場配線(照明)、架設費(電工費)、申請代行)
	印刷製本費	31,163	20,000	ポスター、回覧チラシ、その他
	予備費	0	60,000	
	市への返還金	0	0	
小 計	551,444	660,000		
広特 報定 紙事 業 発 行 助 成 金	印刷費	237,600	321,516	●地区広報紙発行(年4回) 印刷校正委託(仕分け作業含む) 9,000部×4回 ●市民集会特集号発行 印刷校正委託(仕分け作業含む) 9,000部×1回
	予備費	0	28,484	
	市への返還金	0	0	
	小 計	237,600	350,000	
サマ ー特 定 事 業 助 成 金 海 岸	事業費	0	70,000	イベント材料費 等
	消耗品費	0	30,000	救急用薬購入費、玩具購入費 等
	謝礼	0	110,000	イベント謝礼金、ボランティア謝礼
	保険料	0	40,000	参加児童・スタッフのボランティア行事事用保険
	事務費	0	20,000	会議資料印刷費、郵送費 等
	印刷製本費	0	20,000	回覧チラシ、参加証、ボランティア証作成費 等
	会場費	0	70,000	うみかぜテラス使用料、備品使用料 等
	予備費	0	30,000	
	市への返還金	0	0	
小 計	0	390,000		
防 災 マ 特 定 事 業 助 成 金 改 訂 事 業	印刷費	0	41,163	マニュアル印刷(700部)
	謝礼	0	40,000	講師謝礼(4回)
	事務費	0	30,000	会議資料印刷費、アンケート調査費 等
	予備費	0	8,837	
	市への返還金	0	0	
小 計	0	120,000		
繰越金	300,501	0		
予備費	0	240,501		
合 計	3,779,933	4,471,501		

特定事業の概要（海岸地区・海岸地区まちぢから協議会広報紙発行事業）

広報紙による海岸地区まちぢから協議会の活動内容について、情報発信を積極的に行い、協議会活動を知り、興味・関心をもってもらうことが重要であるため、本事業の継続的な実施に至っている。

積極的な活動を行っているものの、まだまだ地区住民のまちぢから協議会に対して認知が十分ではなく、今後の事業展開を進めるうえで、新たな担い手の発掘や意見を求めながら協議会認知度の向上を図る必要がある。

また、自治会未加入者への情報提供が不十分であることも課題となっているため、地区内の公共施設、自治会館等に配架することによって施設利用者をはじめ様々な住民への周知に努めている。

（１）事業の概要

◆事業概要

海岸地区まちぢから協議会広報紙発行事業

協議会の活動内容及び新たな担い手の募集を掲載した広報紙を地区内全戸に配布。

◆事業の内容

【実施主体】 海岸地区まちぢから協議会

【企画・編集】 広報部会（部長１名 部会員６名）

【印刷・校正】 委託

【配布・回覧】 地区住民への全戸配布、公共施設等への配架等
地区のホームページに掲載

（２）事業のねらい

協議会の活動紹介、地区情報を提供する広報紙を発行し地区全世帯に配布することで、自治会未加入者も含め地区住民すべてが自地区についての情報を得ることを目的とする。

広報紙の発行による効果については、組織の透明性や、活動の民主性を高めることができ、協議会からさまざまな情報を発信することで、少しでも地域活動に興味・関心を持つ人が増え、事業や部会に参加して、地域活動の推進につながることを期待できる。

（３）令和６年度実績

印刷部数 9,000部で地区内12自治会内に全戸配布

※予備含む市役所及びコミセン、自治会館に配架

特定事業実施報告書（海岸地区・広報紙発行事業）

事業の実施内容	活動内容	地区住民が自地区についての情報を得て、関心を持ち、当事者として行動することを期待し、海岸地区まちぢから協議会の活動紹介、地区情報を提供する広報紙を発行し地区全世帯に配布すること。		
	活動期間	令和6年6月1日～令和7年3月31日		
	実施体制	広報部会広報紙グループ	周知方法	全戸配布及びコミセン、市役所に配架。地区HPに掲載。
	参加者数	広報部会広報紙グループ (グループ長1名 グループ員6名)	実施日	通年 発行日：令和6年7月 令和7年1月
事業の目的や効果は達成できましたか	本事業では、全戸配布を実施することで、非自治会員にも協議会の存在や活動を広く周知することができた。			
事業を計画的に実施することができましたか	編集会議等については、メール等を活用しながら調整を進めることで、充実した内容の広報紙を令和6年7月1日(第12号)と令和7年1月1日(第13号)に発行することができた。			
予算計画や予算配分は適正でしたか	概ね予算の範囲内で実施できた。			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	協議会の活動や情報を周知するだけでなく、新たな担い手となる部会員を募集する記事や、メールアドレス掲載による開かれた組織のPR、参画しているメンバーの知り合いを通じた本事業についての意見聴取等、多角度からの意見聴取に努めた。			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	部会員の中には、子育ての合間を縫って親子で参加しており、忙しい中でも自身の役割を全うするために活動を行うことができた。			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	掲載した内容について感想を頂戴する等、確実に協議会の認知度は上がってきていると体感している。協議会への入口こそ様々だが、まずは認識して頂くことが、地域コミュニティ醸成へと繋がっていくと考えている。			
課題と今後の展望について	今後も内容を精査しながら、様々な事業を掲載し、まちぢから協議会の活動の周知につなげていきたい。			

収支決算書

収入

科 目	予算額	決算額	内 訳
補助金	237,600	237,600	認定コミュニティ特定事業助成金
負担金	0	0	
計	237,600	237,600	

支出

科 目	予算額	決算額	内 訳
委託料	237,600	237,600	印刷・校正委託（仕分け作業含む） 9,000部×2回 第12号：9,000部（全戸配布） 第13号：9,000部（全戸配布）
計	237,600	237,600	

特定事業の概要（海岸地区：海岸地区盆踊り）

老若男女を問わず海岸地区住民が一堂に会して交流できる事業として、「海岸地区盆踊り」を実施することで、住民相互のコミュニケーションを図り、海岸地区の文化を継承する機会の場合とともに、活動を通じて海岸地区まちぢから協議会の活動を住民に周知することで、地域活動における新たな担い手を発掘する。また、地元商店と連携することで、地域の活性化にもつなげる。

（１）事業の概要

◆事業概要

海岸地区盆踊り

海岸地区まちぢから協議会の提灯やのぼり旗等を作成し、各事業の開催時に設置し活動の周知・啓発を行う。各事業の開催チラシ等を作成し、回覧、掲示板等で情報発信を行う。

各自治会の模擬店のみならず、地元商店にも出店してもらい、地域の活性化につなげる。

◆事業の内容

【実施主体】

海岸地区まちぢから協議会

【企画・運営】

イベント企画部会 盆踊りグループ

（２）事業のねらい

ア 地区内の自治会による模擬店のみならず、地元商店にも出店してもらうことで、より多くの地区住民の参加が見込まれ、海岸地区まちぢから協議会のさらなる認知度向上につながる。

イ 地元商店と連携することで、地域活性化にもつながる。

ウ 海岸地区まちぢから協議会の周知を行うことで、新たな担い手の創出につながる。

エ 本事業を通じて多くの地区住民に協議会の活動を周知し、担い手不足が解消され、地域に愛された既存事業が、今後も継続されていくことで、「地域愛・茅ヶ崎愛」が育まれることが期待できる。また、海岸地区が一丸となり、各事業を実施することにより、地域活動に興味をもってもらうことや、まちづくりにおける住民参加のきっかけ及び地域の連帯感を醸成することができる。

オ 各事業を継続することで、積極的な世代間の交流がなされることが期待できる。

（３）令和6年度実績

令和6年度については、菱沼祭囃子保存会による演奏や、各地域団体による模擬店の出店のみならず、地元活性化を目的に地元商店にも出店していただき、大いに賑わった。当日は、当協議会の名前の入った提灯やのぼり旗の設置、うちわを配布することで、より多くの方に当協議会の活動の周知を行うことができた。また、まつりの準備などを通じて、当協議会の運営委員のみならず、様々な地域の方々が交流することができ、新たな担い手発掘のきっかけにもなった。

ア 盆踊り

開催日：令和6年8月18日（日）

来場者：約2,000名

特定事業実施報告書（海岸地区盆踊り）

事業の実施内容	活動内容	老若男女を問わず海岸地区住民が一堂に会して交流できる事業として、「海岸地区盆踊り」を実施することで、住民相互のコミュニケーションを図り、海岸地区の文化を継承する機会のある場とするとともに、活動を通じて海岸地区まちぢから協議会の活動を住民に周知することで、地域活動における新たな担い手を発掘する。また、地元商店と連携することで、地域の活性化にもつなげる。		
	活動期間	令和6年7月1日～令和7年3月31日		
	実施体制	海岸地区まちぢから協議会	周知方法	海岸地区まちぢから協議会の定例会等で情報共有をするとともに、まちぢから協議会が発行する広報紙等により地域住民に周知した。
	参加者数	約2,000名	実施日	令和6年8月18日（日）
事業の目的や効果は達成できましたか	令和6年度については、菱沼祭囃子保存会による演奏や、各地域団体による模擬店の出店のみならず、地元活性化を目的に地元商店にも出店していただき、大いに賑わった。当日は、当協議会の名前が入った提灯やのぼり旗の設置、うちわを配布することで、より多くの方に当協議会の活動の周知を行うことができた。また、まつりの準備などを通じて、当協議会の運営委員のみならず、様々な地域の方々が交流することができ、新たな担い手発掘のきっかけにもなった。			
事業を計画的に実施することができましたか	開催に当たってのグループ会議や、会場設営などを含めて、計画どおり実施することができた。			
予算計画や予算配分は適正でしたか	物価高騰等の影響はあったものの、予算の範囲内で実施することができた。			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	事業開始前に事業についての意見を募った。8月25日に盆踊り反省会を行い、今後について意見交換を実施した。			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	携わったメンバーは、例年、約2,000名の来場者がある本事業をより良くするため、昨年度の反省点を踏まえながら、工夫を凝らした事業実施を検討するなど、やりがいを持って活動することができた。			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	会場内に当協議会の名前が入った提灯やのぼり旗の設置、うちわの配布を行うことで、多くの方にまちぢから協議会の活動を周知することができた。会場設営においては、若い世代の方々の参加も多く、若い世代とのコミュニティの醸成にも繋がった。 また、盆踊りの練習会を開催し、踊り方を継承する中で、様々な世代間交流が生まれ、新たな担い手の発掘のきっかけに繋げることができた。			
課題と今後の展望について	直近2年間において、約2,000名の来場者となっており、開催スペースの拡大が課題となっている。これに当たっては、櫓や模擬店等の設置場所の検討を行う必要がある。令和7年度については、小学校のエアコン設置工事も計画されているため、開催場所の調整が必要となっている。			

収支決算書

収入

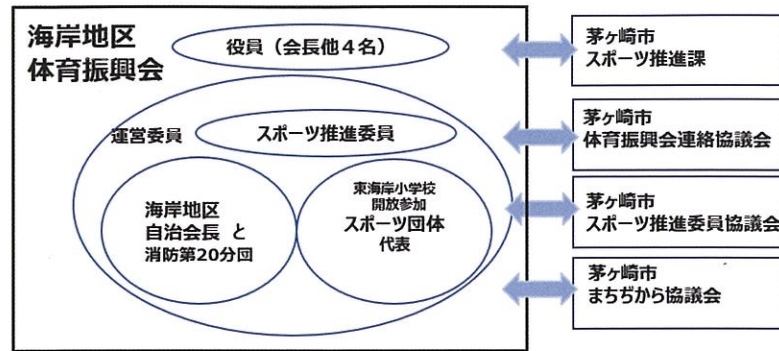
科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	550,000	550,000	市より（特定事業助成金）
		1,444	まちぢから協議会負担金
計	550,000	551,444	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
物品費	310,000	250,000	○海岸地区まちぢから協議会うちわ作成 ○消耗品費、その他
委託費	198,000	258,500	○電飾装置配線等委託 ・会場配線（照明）、架設費（電工費）、申請代行費
印刷製本費	30,000	42,944	ポスター、回覧チラシ、その他
予備費	12,000	0	※10%未満
計	550,000	551,444	

海岸地区体育振興会とは？

海岸地区体育振興会は、茅ヶ崎市内13地区の一つとして、東海岸にお住いの方のスポーツ振興のため組織されています。10月の地区体育祭の企画・実施をはじめ、1月の高南駅伝競走大会や、2月～3月の地区親善ニュースポーツ大会などの参加者のとりまとめ、また地区親善ニュースポーツ大会への参加がしやすいように、毎月第三日曜日に、ニュースポーツ（現在はファミリーバドミントン）練習会を行っています。さらに海岸地区スポーツ推進委員とともに、市内のスポーツイベントへの協力を行っています。



これらの地区親善ニュースポーツ大会や市のスポーツイベントなどを通して、皆様の健康増進に少しでもお役に立ちたいと思っております。東海岸にお住いの方の積極的なご参加をお待ちしております。

『ニュースポーツ』とは？

技術やルールが比較的簡単で、だれでも、どこでも、いつでも楽しめるように考案されたスポーツで、次のような種目があります。ペタンク・ファミリーバドミントン・ソフトバレー・インディアカ

皆様のご参加（ご見学）をお待ちしております。

海岸地区にお住いの皆様がスポーツを身近に触れ合えるイベントです！ご興味がある方は海岸地区体育振興会にご連絡ください。海岸地区体育振興会メールアドレス sports.kaigan.c@gmail.com

■ ニュースポーツ練習会

（スポーツが出来る、服装と上履きにて参加ください。）
毎月第三日曜日 15:00～17:00 / 東海岸小学校体育館
・ファミリーバドミントン

■ 地区体育祭（未就学児から大人まで楽しめるプログラムを用意しています。）

10月6日 9:00～13:00 / 東海岸小学校校庭

■ 高南駅伝競走大会（中学生以上の男女 / 小学生3年以上の男女）

1月13日 柳島スポーツ公園周辺
*5人チーム（補欠入れて6名～7名）での周回コースの駅伝競走。
（1人2～3km程度）です。

■ 地区親善ニュースポーツフェスティバル

（*いずれも中学生以上の方）
2月16日 茅ヶ崎市体育館
○ソフトバレーボール
男子の部、女子の部、混合の部
○ペタンク

■ 地区親善ファミリーバドミントン大会

（*いずれも中学生以上の方）
3月9日 / 茅ヶ崎市体育館
（海岸地区体育振興会 小林 隆哉）



海岸地区体育振興会役員の皆さん

海岸まちづから

第12号

住んで良かったまちづくり

発行日 2024年(令和6年)7月1日

発行人 海岸地区まちづから協議会
会長 林 正明
海岸地区コミュニティセンター
TEL 0467-82-6618

印刷 ストリートファクトリー
TEL 0467-81-5594

年度ご挨拶

海岸地区まちづから協議会
会長 林 正明



今年の春は寒暖の差が大きく、畑の野菜達も戸惑っている様で、収穫が不安定なため高値が続いています。また海水温も高く、北海道では鮭が不漁な反面、鰯や鰯が大量に採れているなど各地で同様な異変が起きています。これも地球温暖化の影響でしょうか。

ロシアのウクライナ侵攻による戦争も3年目になり、さらにイスラエルとハマスの戦争も加わり、世界の大国がそれに加担して終息が見えません。この戦争に費やしている戦費は、1,000兆円近くになっているでしょう。同時に火器による膨大な二酸化炭素と熱によって、地球の大気圏を高温に晒しています。

戦争が終結したとしても、建物やインフラ、田畑等々を元に戻す為には、戦費の何倍もの費用がかかります。この費用を地球の温暖化対策等々に使えば、どれだけ早く2016年のパリ協定が達成出来るかを考えると悲しくなります。

科学者達が努力し、研究し、実用化した技術は真っ先に武器として悪用され、最後は生成AI同士の戦争になり、人間（軍人や政治家）の能力では対応できない状況になりかねません。民間では生成AIの悪用を防ぐための法律や協定を作っていますが、国家防衛機密には、手が出せません。

今では小、中、高、大学生達は、難しい数式問題、読書感想文、ゼミでの研究課題、論文でもAIを

使って簡単に作成できるので、本を読んだり、考えたり、調べたり、悩んだりせずに済んでしまいます。人間として何も考えない、つまらない存在になってしまうかもしれません。

世界ではデジタル化をどんどん進めて、産業界などでは歓迎しますが、一般の社会生活の中でも、SNS、メール等で人の顔や声を見聞きしなくても何の不便を感じないで生活できるようになっていますが、その為に直接会って顔を見ては決して言えない様な過激な言葉や、誹謗中傷、悪口等が蔓延して不愉快な気持ちになります。デジタル化ばかりに偏らないで、アナログ的な要素も私達の生活には必要だと思えます。

「人生100年時代、先は長いのだから、もう少しゆっくり生きようぜ」と言いたくなります。若い現役の人は「そんな事は言ってもらえない」と思うでしょうが、いずれ皆さんもその様に考える時が来るでしょう。

その様に理解していただいて、老若男女、仲良く共存して行ける様な環境を醸し出す世の中になれば良いなと思っています。

海岸地区は良い環境に恵まれた地域です。そんな環境の中で、新旧の住民、老若男女皆が、仲良く、楽しく、安心安全に生活してゆける様に、海岸地区まちづから協議会として各種の楽しいイベントや防災訓練等々を実施して、住民の皆様が、ここに住んで良かったと、思ってもらえる様なコミュニティ活動をしてまいります。

皆様のご理解とご協力を、よろしくお願い申し上げます。

2024年度運営委員一覧

役職	氏名	所属
会長	林 正明	東海岸北二丁目自治会
副会長	丸山 泰	海岸地区民生委員 児童委員協議会 海岸地区社会福祉協議会 東海岸南一丁目自治会
副会長	山田 秀砂	推薦委員
書記	今泉 勲	東海岸小学校区 青少年育成推進協議会
会計	渡辺 末一	東海岸北四丁目自治会
監事	佐藤 良一	海岸地区コミュニティセンター 管理委員会
監事	山本 俊夫	ボランティアセンター海岸 東海岸北一丁目自治会
委員	米井 博之	東海岸北三丁目自治会
委員	仁井田徳久	東海岸北五丁目自治会
委員	土田 衛	東海岸南二丁目自治会
委員	真野 宗直	東海岸南三丁目自治会
委員	中村 嘉人	東海岸南四丁目自治会
委員	島田 渡	東海岸南五丁目自治会
委員	西村 和明	東海岸南六丁目自治会
委員	小林 正尚	パシフィックガーデン茅ヶ崎自治会
委員	原 京子	茅ヶ崎小学校区 青少年育成推進協議会
委員	加藤 大嗣	海岸地区体育振興会
委員	町田奈津美	地域包括支援センターあい
委員	川上 千春	公募委員

2023年度決算報告・2024年度予算

[収入] (単位:円)

項目	2023年度決算	2024年度予算
前年度繰越金	20,644	385,768
補助金	1,308,600	1,298,600
分担金	321,652	326,000
事業収入	1,923,578	1,588,000
その他	4	0
計	3,574,478	3,598,368

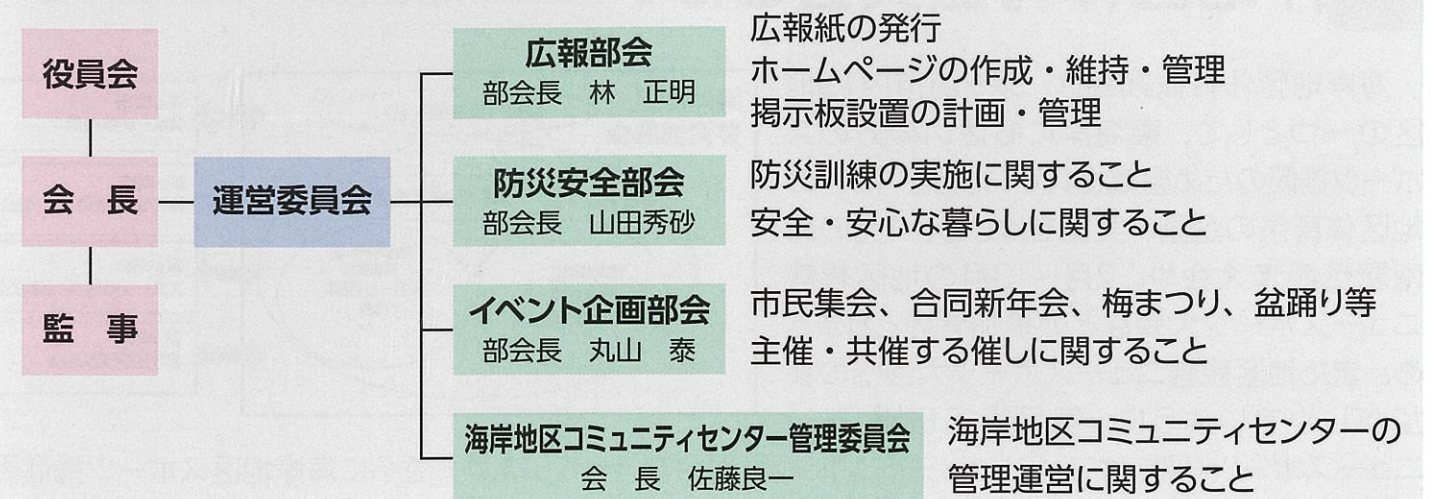
[支出] (単位:円)

項目	2023年度決算	2024年度予算
事務費	56,001	57,000
会議費	26,232	27,000
広報啓発費	96,831	97,000
事業費	1,967,276	2,356,385
負担金	63,000	33,000
うみかぜテラス使用料	171,340	180,000
特定事業周知・啓発費	561,770	550,000
広報紙発行事業費	237,600	237,600
小計	3,180,050	3,537,985
予備費	0	60,383
市への返還金	8,660	0
次年度繰越金	385,768	0
計	3,574,478	3,598,368

2024年度事業計画

事業項目	実施予定日	内容
1 海岸地区まちぢから協議会の運営に関する こと	通年	○海岸地区まちぢから協議会の目的を達成するための事業等について、役員会・運営委員会等で随時協議していく。 ○総会、役員会、運営委員会の開催のほか運営に関する事務。
2 広報活動の強化検討	通年	○ホームページの運営、広報紙発行(6月、12月予定)及び掲示板の維持管理・活用に関する協議をしていく。
3 海岸地区感震 ブレイカー設置事業	通年	○大規模地震時の通電火災対策のため、各自治会が実施している啓発及び新規設置等に関する必要な支援を実施する。
4 盆踊りの開催	8月18日(日)	○地域住民の連帯感を高め、地震などの災害時に自助・共助の力を発揮するため盆踊りを検討、まちぢから協議会から実行委員会を組織し、開催する。
5 海岸地区市民集会	10月5日(土)	○地区住民が感じている茅ヶ崎市の課題等について、行政と協議することを目的に開催する。
6 海岸地区防災訓練	10月19日(土)	○実行委員会を設け、運営方法を協議していく。
7 海岸地区新年会	2025年1月11日(土)	○実行委員会を設け、実施計画を協議していく。
8 梅まつり	2025年2月11日(火)	○実行委員会を設け、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会との共催をより積極的に実行計画を協議していく。

海岸地区まちぢから協議会組織図 (2024年4月現在)



今年も高砂緑地で梅まつりを開催できました

毎年、建国記念の日に高砂緑地で開催されている梅まつり。今年も、好天の中、無事開催されました。午後から陽が陰り、気温も低くなって、来場者の数も昨年ほどは伸びなかったものの、売り切れの売店が続出するなど、大勢の方に足を運んでいただき、主催者として準備の苦勞も忘れることができた一日でした。

今年からお茶会を開催する松籟庵の使用が有料となったため採算を考え「お茶券」を200円値上げしたほか、他の売店でも物価高騰の影響で売価を値上げせざるを得ないものが多く、大変残念なことでした。そのほか、生花販売、ガラス細工店、陶器販売など、人手不足での出店見合わせがあり、来年以降の開催にあたって、新たな出店先を探すことが課題となりました。

また梅まつりは、海岸地区の方々だけではなく、2023年10月1日に開局したコミュニティFM放送局 茅ヶ崎FM(通称:エボラジ)でも取り上げられたこともあってか、広く茅ヶ崎全市、また近隣市町村からの来場者も例年以上に多く見受けられました。

梅まつりの開催費用は、主に各売店の売上の利益を充てており、運営に苦勞していますが、皆さんに楽しんでもらえる地域の代表的な行事に育ってきた「梅まつり」を、今後ともますます盛り上げ行く所存です。

最後に開催にお力添えいただいた地域の皆様に厚く御礼申し上げます。
(梅まつり実行委員会 真野 宗直)



会場の高砂緑地



中海岸太鼓の会演奏



松籟庵でのお茶席



編・集・後・記

総会が開催されて早くも2か月が経過し、漸く皆さんに決算、予算を本紙で報告できました。2023年度はお陰様で協議会の行事を例年どおり開催し、大勢の方に参加いただきました。楽しんでいただけましたでしょうか。

地域を結ぶ連結器の役割を果たすに足る、広報紙「海岸まちぢから」の発行に今後とも励めてまいります。ご期待ください。(M.M.)

ポイント2〈ペットの同行・同伴避難〉

海岸地区には約1,700頭のペットがいるものと思われま

す。昨年からスタートした「ペット避難所の実状を見て考える」から、今年は避難者全員の安心を念頭に、海岸地区まちぢから認定「ペット避難所管理リーダー」育成事業を立ちあげました。

通常の避難所の入所体験と座学受講を3級の必須条件とし、1年かけて1級まで取得していただきます。その上で、ペットを同行・同伴した方々と一般の避難者と双方が安心して心地良く避難所生活を過ごしていただく役割を担うことができるペット避難所管理リーダーの育成がこの事業の目標です。今年度は38名参加、23名の2級申込みがありました。

なお、ペットの避難についてはJ-comチャンネルで紹介されました。下記のインターネット・アドレスでご覧いただけます。

<https://m.youtube.com/watch?v=RFUszrTYsBI>

ポイント3〈全世代が参加する訓練に〉

避難所運営人員は高齢化してきており、新たな避難所開設・運営の経験を持つ人材の育成が必要になっています。その一助として、たまの休日子ども達を連れて来てても飽きない訓練のための工夫として、防災に係わる体験イベントを10種類選び、スタンプラリーを実施しました。

避難所体験を必須項目として防災対策課、保健所をはじめ、地元企業から「車中泊」提案用の車の展示やそれに伴うキャンプ用品展示、泥水も飲料水に出来る浄水器で浄化した飲料体験など多種多様なイベントを実施し、その中で一番人気は「防災食アイデアコンテスト」でした。参加したチームの中で、レトルト防災食をアレンジした包括支援センターあいチームの「中華粥風味」が優勝しました。

イベントは、いずれも長蛇の列で若い方の参加が多く、来年は若手の視点をより活かした訓練を目指し「海岸地区なら災害を乗り越えられる」と思える明確なビジョンを掲げ、地域防災力を高めていく所存です。(防災安全部会長 山田 秀砂)



12月になっても、秋が続いているようだ。寒さが苦手な高齢者にとっては有難いことだが、地球温暖化が原因だと考えると由々しいことでもある。気候環境が変わるといことは、我々を取り巻く生息環境の変動に繋がるわけだから事は重大だ。一方、国際会議では気候変動対策に進展が見られず将来に不安を抱かせる。来年1月には、アメリカ合衆国大統領がトランプ氏に代わり、世界情勢は激変すると言われている。一方、日本の政界も少数与党という不安定な情勢となっている。内外ともに2025年は明るい見通しが描けないような感がある。明るい話題は大リーグでの大谷選手の活躍だけという昨年と同じことにならないよう祈るばかりだ。(M.M.)



海岸まちぢから

第13号

住んで良かったまちづくり

発行日 2025年(令和7年)1月1日
発行人 海岸地区まちぢから協議会
会長 林 正明
海岸地区コミュニティセンター
TEL 0467-82-6618
印刷 ストリートファクトリー
TEL 0467-81-5594



新年ご挨拶 海岸地区まちぢから協議会 副会長 丸山 泰

新年あけましておめでとうございます。
長く続いたコロナ禍も社会的にはほぼ終息し、皆様におかれましては穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
海岸地区お正月の風物詩、箱根駅伝の沿道観戦に多くの方が行かれる事と思います。
昨年は嬉しい出来事として東海岸出身の松田詩野選手がパリ・オリンピックにサーフィン競技で、田中映伍選手がパリ・パラリンピックに水泳競技で、それぞれ日本代表として出場活躍しました。
両選手とも4年後、ロサンゼルス・オリンピック・パラリンピックを目指すとのことで、メダル獲得を期待し応援していきたいと思ひます。
このようなオリンピック・パラリンピック日本代表選手を生み出す海岸地区(東海岸)は東に江ノ島、南に烏帽子岩、西に富士山、北に丹沢山を望み景勝地としても心休まる地域です。
近年子育て世帯の移住者が多く、移住者の方は「海岸地区の魅力は子育て環境に恵まれスローで、のんびりした雰囲気憧れて引っ越してきました。ベタベタしない距離感を保った街であり、

そうした街でありながら防災訓練等安全対策、盆踊り等地域のお祭り行事、子育て世帯の支援活動等が当たり前のように開催され地域の温かさを感じビックリし『住んで良かった街』と感じています。』と感想を述べています。
これら活動の中心を担う、まちぢから協議会は12の自治会・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・青少年育成推進協議会・体育振興会・包括支援センター等の団体そして地域にお住まいの方々が一体となり地域課題に取り組み、課題の解決、地域力向上を図り活動しております。
また自治会員以外の方々にもホームページを活用した情報提供及び情報伝達を充実して活動を周知してまいります。
第一中学校の校歌に『我が誇り茅ヶ崎一中』と言う歌詞がありますが、海岸地区の皆様は『我が誇り東海岸』と思っただけのように皆様のお力添えをいただきながら、まちぢから協議会活動をして参りますのでご参加・ご協力をお願いいたします。
末尾になりましたが、皆様にとって今年一年が素晴らしい年でありますよう心よりお祈り申し上げます。



海岸地区まちぢから協議会には広報部会、防災安全部会、イベント企画部会が組織され、それぞれ、まちぢから協議会の活動の一端を担っています。
防災に関する資格を持っている、写真撮影が趣味、ホームページを作ったことがある、広報紙発行の経験がある方などで、まちぢから協議会の活動に関心のある方のお力を求めています。ぜひご参加ください。
ご参加いただける方は、メールアドレス kaigan.machidikara@gmail.com にご連絡ください。



「海岸地区盆踊り」開催

2024年の「海岸地区盆踊り」は、8月18日(日)に例年同様、東海岸小学校グラウンドで開催しました。連日の猛暑日が続く中、前日準備、当日準備、開催翌日片付けなど、150人を超す実行委員の皆様のご尽力によって、無事、大盛況のうちに終了出来ました。近隣の皆様ほか関係者のご協力に厚く御礼申し上げます。

当日は大勢の子どもたちを含め2,000人近い方が来場され、皆様に「海岸地区まちぢから協議会」を知ってもらう事を目的に「海岸まちぢから」のウチワ2,000枚を全員に配布しました。

夕方6時から、菱沼祭囃子保存会の太鼓演奏で始まり、その後も櫓の上で、最後まで演奏していただきました。

盆踊りの曲目も、皆様がよくご存じの炭坑節、東京音頭、茅ヶ崎ふるさと音頭、神奈川音頭などを、繰り返し演奏し、また多数のご婦人方に踊り指導も兼ねて参加していただいたので、来場者の方たちも気持ち良く、楽しく、踊っていただきました。

中間の休憩時間には、プレんティーさんのアイスキャンデー 1,000本を、子ども達を優先に無料で配布し大変よろこんでいただきました。

各自治会や東小、茅小の推進協、民児協等「海

岸まちぢから」のメンバーには飲食の模擬店を出してもらい、焼きそば、ポップコーン、フランクフルト、カキ氷、焼き鳥、飲み物を販売いたしました。そして今回からは海岸地区内のプレんティーさん、魚卓さん、グルメリアさん、K.OHANAさんに出店してもらいました。2025年にはもう少し出店を増やしたいと思います。

2023年はテント模擬店に並んでいる方々と、盆踊りを踊っている方々とは、混雑したことを反省し、2024年は場内整理の実行委員を3倍の20人に増員し整理に当たりましたので、混雑することもなく、整然と踊れました。また飲食する方々の場所もシートを増やし、ゆっくりと休めることが出来たと思います。

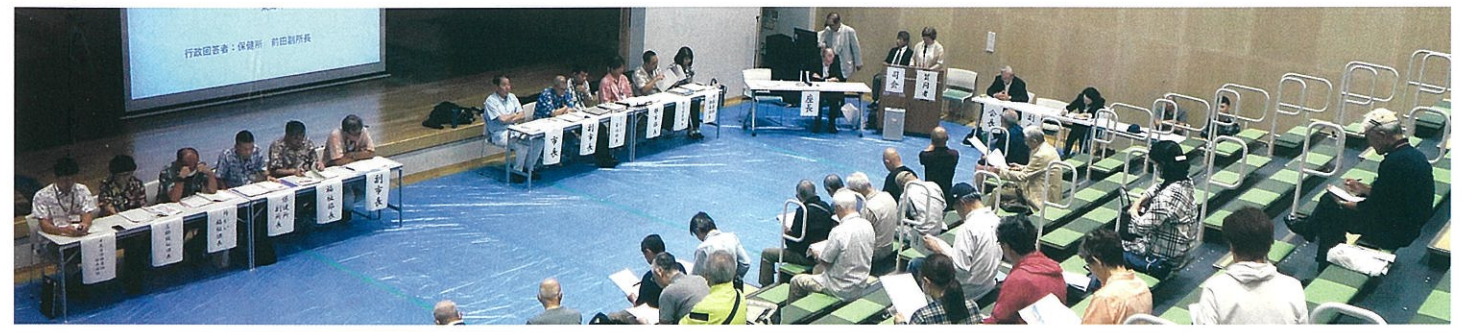
海岸地区には神社が無いので、唯一の盆踊りの会場である東海岸小学校グラウンドでの盆踊りを、今後より充実させ茅ヶ崎一番の盆踊りをめざして、頑張ってもらいますので皆様のご協力の程、よろしくお願いいたします。

また、賛助金にご協力いただきました多くのお店や事務所、個人の方々に、紙面を借りまして厚く感謝申し上げます。

(海岸地区まちぢから協議会 会長 林 正明)



第49回海岸地区市民集会



2024年10月5日(土)に茅ヶ崎公園体験学習センター「うみかぜテラス」において第49回海岸地区市民集会を開催いたしました。

当日は、一般市民34名、市長及び行政職員13名、県会議員・市会議員6名、まちぢから協議会運営委員13名が参加しました。

今年度は「災害時に備えての海岸地区の避難場所問題」をテーマとして取り上げ、7月～8月に海岸地区の皆さまから、市・行政に対する質問を公募し、事前質問として市に提出いたしました。

市民集会当日は、市の担当部署から各事前質問に対する行政の対応策が説明され、さらに市

民から関連質問及び提案があり、市の担当部署の責任者と活発な意見交換を行いました。

当日の意見交換だけでは解決策を見出すことが難しい課題については、市担当部署が持ち帰り、関係部署と協議の上、今後の施策について後日回答をいただきました。

なお、市民集会での事前質問に対する行政からの回答、参加者からの関連質問、及び持ち帰り課題に関する回答等の具体的内容につきましては、皆さまに配布いたしました「第49回 海岸地区市民集会報告」をご覧ください。

今後も、「住んで良かった海岸地区」を目指して行政と市民が直接意見交換する場として、意義ある市民集会のあり方・実施方法を検討してまいります。

(市民集会グループ長 今泉 勲)



合同防災訓練を開催

2024年度合同防災訓練が10月19日(土)、東海岸小学校で開催されました。

今年度は2022、2023年度に行った避難所開設訓練を活かし、はじめて地域住民の方に避難者として参加していただきました。今回の訓練の重点ポイントは次の3点です。

ポイント1〈地域住民の初参加〉

今回の最重要ポイントは始めて地域住民のかた方に、避難所がどのような場所で設置され、避難するにはどのような手続きが必要なのかを実体験

していただく事であり、設置・運営側にとっては住民が安心と信頼感をもてる対応が出来るかでした。

2年間の実施訓練が効果を奏し、テント・受付の設置などは実行委員全員が迷うことなく実行出来ました。大変嬉しかったのは初めて避難テントに入ったご家族が「毛布を持ってきた方が良いね、あと何が必要だと思う?」、「こんな感じなんだ!」などの会話をされていたことでした。

訓練を自分事にしていただけたこのご家族は、災害時対応についての家族会議もきっと実施してもらえると確信しました。

第49回海岸地区市民集会を、2024年10月5日(土)に茅ヶ崎公園体験学習センター「うみかぜテラス」において開催いたしました。海岸地区の市民の皆さま34名、市長はじめ行政担当者13名、県会議員・市会議員6名、まちぢから協議会運営委員13名が出席し、「災害時に備えての海岸地区の避難場所問題」について意見交換を行いました。事前質問への市からの回答、及び市民集会での質疑応答をご報告いたします。

※各質問文は、まちぢから協議会の統一意見としてではなく、各質問者の趣旨に依っています。

主催者挨拶 海岸地区まちぢから協議会 会長 林 正明

今年度のテーマは、「災害時に備えての海岸地区の避難場所問題」です。海岸地区は住宅が密集しており、狭い道路が多く、クラスター火災が最も危険な地域で、災害時の避難所の問題が大きな課題になっております。

茅ヶ崎市においては、今年度の計画として、市内の全13中学校の体育館の空調設備。来年度も市内の全19小学校の体育館の空調設備を整備する計画が始まりましたことは、地域の指定避難所の大きな環境改善になります。

また並行して、電源創出対策として大型の自家発電設備も同時に設置されることは、地域住民にとって大変心強いことであり、感謝申し上げます。

今年は昨年を上回る35度以上の猛暑日が続く、この対策として、今年度からクーリングシェルターを導入し、熱中症対策を始めたようです。民間の施設も含め、できるだけ多くのシェルターを設置していただきたいと思います。

今日の市民集会では、事前質問として避難場所問題について様々な角度からの質問・要望をさせていただきました。

行政におかれましては、前向きな回答をいただけるよう、切にお願い申し上げます。

今日の市民集会が単なる行政への不満や悪口を言う場ではなく、前向きでより充実した話し合いの場になりますことを切に希望しております。

1 「一時避難場所」の周知広報について

海岸地区内の避難所が、第一中学校と東海岸小学校に開設されることは、地域住民に周知されていますが、足の不自由な方や高齢の方などの避難行動要支援者が、第一中学校や東海岸小学校まで避難することが、非常に困難なことが考えられます。

そのような方達が、災害が発生した時に速やかに、一時的にも避難できる場所が必要です。北五丁目であれば、海岸地区コミュニティセンターを避難所として開放するなど、各地域内に身近な「一時避難場所」を数ヶ所設け、「一時避難所マップ」作成し地域住民に配布するなどの広報活動を進めることを提案いたします。

【行政の回答】

災害時の避難先として、現在、海岸地区内では、避難生活を送る場所、かつ災害情報の受伝達や救援物資の配布の拠点として第一中学校と東海岸小学校が

あり、また多数の避難者で小中学校の避難所の避難スペースが不足する場合に備えた二次避難所として体験学習センターがあります。

災害発生直後に一時的に避難する場所が地域内にあれば、住民の皆さまの避難行動に繋がる可能性は高まると考えられます。

身近な避難場所に関する取組の方法の1つとして、全国的には「届出避難所」という仕組みを導入している自治体があります。これは、自治会や自主防災組織等が自主的に開設、運営する避難所を「届出避難所」として事前に登録し、地域住民が自主的に避難することができる場所を確保することを目的としたものです。地区コミュニティセンターの避難所としての活用や「届出避難所」制度の調査・研究など、災害時に迅速かつ的確な避難行動がとられるための対策については引き続き検討を進めてまいります。

また、災害発生時に一時的に避難する場所として、ご提案いただいたコミュニティセンターの活用につ

いては、今後指定管理者と開館時間以外の対応や運営方法など協議していきたくて考えています。

今後、地震や風水害等の対策について、地域の皆さんと一緒に考えていきたくて考えていますので、気軽にご相談いただければと思います。

【くらし安心部防災対策課防災担当】

【関連質問】

一時避難場所と避難所は違うものですが、これが混同されてしまっている。一時避難場所は、火災であれば茅ヶ崎ゴルフ場へ、洪水の場合は高いところへ逃げなさいというような場所です。避難所とは、第一中学校や東海岸小学校など、災害が収まった後に、自分の家では住めないといった方々が避難するところです。

避難所については、まちぢから協議会だけでは運営できない場所かと思う。医師等の配置など、市が関わっていく必要があるかと思う。市が地域に一任ということは問題です。知識や経験のある人材を市が配置する必要があるかと思っています。

【行政の回答】

「指定避難所」と「指定緊急避難場所」は、法律上、分かれております。「指定避難所」は、建物が倒壊して住むところがなくなってしまった方々が、長期的に避難生活を送る場所となります。

「指定緊急避難場所」は、災害の種類に応じて色々な指定場所がございます。例えば、大規模な火災が発生した時に一時的に避難する広域避難場所。また、津波などが発生した場合の津波一時退避場所。それぞれ一時的な災害の被害から身の安全を守る場所が「指定緊急避難場所」となります。

今回ご提案いただいたのは、「指定緊急避難場所」として、コミュニティセンターのような公共施設を開設することができないかというものと認識しております。これは先ほどくらし安心部長がお答えしたように、閉館時の対応などについて、指定管理者等と協議しながら、開設できるよう検討していきたくて考えています。

東日本大震災での経験などから、地域の皆さんと一緒に避難所のあり方を検討すべきだろうと考え、「避難所運営マニュアル」を作成することとなりました。「避難所運営マニュアル」については、完璧なものではなく、今後、地域の皆さんと協議しながら、ブラッシュアップしていくものと考えています。

また、私自身も阪神淡路大震災の被災地支援を行った経験がありますが、そこでは行政と地域の皆さんが一緒になって、避難所運営を行っていました。毎日のように避難所で起きる問題について、地域の皆さんを含む避難所運営委員会が開かれ、協議が行われていました。どうしても自助・公助の中で、地域の皆さんの協力のもと避難所を運営していくこととなります。避難所運営に関しては、様々な問題が発生することが予想され、この市民集会だけでは解決することはなかなか難しいものかと思っています。今後、気軽にご相談いただき、一緒に対策を検討していければと思います。

【くらし安心部防災対策課防災担当】



【補足説明】 海岸地区まちぢから協議会 会長 避難所運営について、まちぢから協議会としての活動を報告させていただきます。

2022年、2023年連続で避難所運営訓練を実施しました。配備職員、各自治会の実行委員等が参加し、第一中学校、東海岸小学校において、避難所の設営から要支援者を含む避難者の受け入れ体制など、避難所運営マニュアルを参考にしながら避難所運営訓練を実施しました。避難所運営は、各自治会の実行委員、配備職員、各学校職員等が集まって実施しており、かなり充実した訓練となっています。

今後もより充実させたものとして実施いたしますので、海岸地区にお住いの皆さまは是非参加していただきたいと思っています。

2 地震発生後、津波発生注意報・警報が発令された場合の対応について

【2-1】津波発生に対する安全避難について

東海岸南四丁目はもっとも海に近い地域です。避難場所は東海岸小学校、第一中学校があり、他にも一時避難場所が2カ所あります。

地震の揺れがおさまったらすぐに一時避難場所に移動ですが、津波発生が想定される場合、東海岸南

四丁目の住民は、海に近い東海岸小学校、第一中学校の避難場所には避難せず、北へ向かって一目散に安全な場所を目指して避難すると思われます。

大地震発生から最大8m近い津波が23分後に到達すると言われております。近くに高台はありません。23分では鉄砲道から北側に移動するのが可能なギリギリの時間です。そこまで行けば安全な場所になるのでしょうか。

【行政の回答】

津波発生時の避難行動は「より高く、より遠く」を目指すことが大切です。また、東北の言い伝えにもある「津波てんでんこ」の教えのように、津波による危険が迫っている状況下では、各々がいち早く安全な場所に避難することが重要です。

この際、各自が率先避難者となること、また、避難しながら「津波」「逃げろ」という言葉を発することで、他者の避難を促すことにつながることも、素早い避難行動は大変重要となってまいります。

現在、市が公表している津波ハザードマップの基となる津波浸水想定では、最大約8mの津波が23分後に到達（元禄型関東地震と神縄・国府一松田断層帯地震の連動地震）することが想定されており、また、次年度に更新を予定している津波ハザードマップの浸水想定を基となる津波浸水想定では、最大約9.6mの津波が16分後に到達（相模トラフ沿いの海溝型地震（中央モデル））することが想定されております。なお、この津波想定においても海岸地区付近の鉄砲道は、浸水の想定はされておられません。

また、避難に要する距離や時間の目安について、消防庁が公表する「市町村における津波避難計画策定指針」では、避難可能距離の算出について、次の様に示されています。

避難可能距離 = (歩行速度) × (津波到達時間 - 避難開始時間)

ここで、相模トラフ沿いの海溝型地震（中央モデル）を参考に避難距離を試算すると、同指針で示される高齢者等の歩行速度 1m/1秒を参考に、避難開始までの時間を3分、最大波の到達時間が16分後と想定されていることから、避難可能距離は、1m/秒 × (16分 - 3分) により 780mと試算されます。仮に避難開始までに5分要したとすると 660mと試算され、第一中学校前交差点から鉄砲通りまでが直線でおおよそ 500mであることから、素早い避難行動が重要となってまいります。

土地の高低差が少ない本市沿岸部では、自然地形による津波避難場所が少ないことから、地域内の公共施設やマンションなどの高層建築物を津波一時退避場所として、地域の皆さまの避難先の確保に取り組んでおりますが、津波ハザードマップの更新に先立ち進める津波災害警戒区域の指定に際しては、新たに陸域に浸水する津波が建物に当たりせり上がる高さを示す「基準水位」が示されることから、津波から避難する上での有効な高さがより分かりやすくなるものと考えております。

市としましては、今年度中に津波災害警戒区域の指定を進め、次年度には、津波ハザードマップの更新及び津波避難訓練を予定しておりますので、こうした取り組みを通じ、津波一時退避場所の拡充に努めるとともに、地域の皆さまとも、津波対策についての理解を相互に深めていきたくて考えております。

なお、海岸地区内で協定を締結していただいているマンションなどの「津波一時退避場所」につきましては、本日、一覧をお配りさせていただいておりますので、参考とさせていただきます。一時退避場所となっているマンションでも、管理組合の方などが開放基準等を忘れてしまっていることも想定されますので、来年の津波避難訓練の実施前までに、改めて基準等の確認を行っていきたくて考えております。

【くらし安心部防災対策課防災担当】



【要望・提案】

ハザードマップの想定区域を越えた津波被害や火災による被害も想定しながら対策を進めて欲しい。また、一時避難場所等の周知に注力して欲しい。

【2-2】高齢者の避難行動要支援者が在宅の場合

この地域のほとんどが海拔 5m前後以上です。一般住宅の鉄筋コンクリート建物は津波の高さが 5m程度まで持ちこたえられていると言われています。南海トラフ地震の茅ヶ崎被害想定によると震度 6 弱発生で最大津波 5m 予想となっています。このような状況の場合は自宅待機で大丈夫でしょうか。

【行政の回答】

海岸地区における沿岸部の標高は、国道 134 号線の茅ヶ崎駅南口入口交差点付近でおよそ 8m、第一中学校入口付近でおよそ 6mとなっており、住宅地がおよそ 5m、鉄砲通りや桜道に向けて標高が高くなる地形となっております。

国が示す南海トラフ地震による津波の想定では、本市沿岸部で最大 5mの津波が想定されており、国道 134 号線を超えて住宅地へ津波が浸水する想定は示されておりません。

しかしながら自然災害においては、想定を上回る事象の発生も起こり得ることを念頭に、対策を講じておくことが必要だと考えております。

特に、津波については、避難に時間的猶予が少ないこと、津波の発生前に、地震による家屋や工作物などの倒壊、余震による二次被害の発生など、様々な影響が生じることが想定されることから、一概に自宅待機が大丈夫とは申し上げられません。

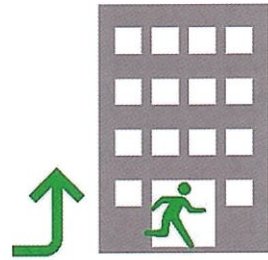
津波の浸水想定区域から離れた地域では自宅待機という選択肢もございますが、海に近い地域にお住まいの方々については、例えば、戸建て住宅にお住まいであれば、平素から地震対策を進めておき、津波警報や大津波警報が発表された際には、出来る限り近くの高い建物に避難すること、頑強なマンションなどにお住まいの方は、可能な限り高いフロアへ避難することなど、自身がとるべき基本行動をあらかじめ検討しておくことが大切です。

また、災害時に少しでも混乱を抑え、円滑に避難するためには、平素から地震による直接的な被害の発生防止のほか、避難の妨げになるような事象を生じさせないよう取り組んでおくことが重要となりますので、地震が発生してから避難するまでの一連の行動を想定し、各家庭での備えを進めていただきたいと考えております。

【くらし安心部防災対策課防災担当】

【関連質問】

各津波一時避難場所とは、どのような協定になっているのでしょうか。真夜中に津波が来た場合に、避難させてもらえるのかなどが心配です。近年、オートロックなどセキュリティが高くなっている中で、避難させていただけるのでしょうか。



【行政の回答】

津波一時退避場所との協定につきましては、津波警報以上の発令がされた時には、津波一時退避場所として避難者の受け入れ体制をとっていただきたいという内容となっております。その避難者の方々が一時的に避難された場合の必要な備蓄品などについては、市の方から配布させていただいております。

しかし、どこから避難するのかなどについては、各マンションでご検討いただいているところではあります。管理組合によって管理されているなどの場合には、引継ぎが上手くされていないことも考えられますので、市から改めて周知を行おうと考えております。

さらにその上で、来年、沿岸部全体で津波避難訓練を実施することとしておりますので、避難される方々と避難を受け入れる方々との顔の見える関係性作りができればと考えております。そのため、訓練実施前にそういった方々のコミュニケーションを図れる場などを設定できたらと考えております。

【くらし安心部防災対策課防災担当】

【関連質問】

一概に在宅避難ということではないということでしたが、新耐震基準をクリアしている建物であれば、在宅避難で良いといった目安はあるのでしょうか。

【行政の回答】

新耐震、旧耐震基準につきましては、地震の揺れに対する建物の倒壊の目安となります。津波については、波が折り重なって建物に衝突するものとなりますので、耐震基準とその波に耐えられるかというのはまた別の話になるかと思っております。

また、波が建物に衝突した際に、波がせり上がる部分があります。ハザードマップで示している浸水想定より高い波が建物に衝突する可能性があります。県で作成された津波災害警戒区域の指定を受ける際に、詳細な情報も提供される予定ですので、それを参考に、詳細な想定ができるかと思っております。

【くらし安心部防災対策課防災担当】

【関連質問】

津波が 23 分後に到達するまでに、8m以上の場所へ避難するようにと話がありましたが、8mで安全なのでしょうか。



【行政の回答】

鉄砲道まで避難してくださいといった話ですが、県で作成した浸水想定通りとなった場合での話ですので、そこまで避難すれば必ず安全ということではありません。できる限り高いところへ避難するという意識を持っておいていただきたいと思っております。

【くらし安心部防災対策課防災担当】

【要望・提案】

防災訓練ですが、マンションでの防災と一般の防災は全く違うものかと思っております。

パシフィックガーデン茅ヶ崎が津波一時退避場所の一覧表に入っています。これをもとに今後、防災訓練をやらなければいけないと思っております。屋上へ行く入口も限られていますので、そういったところへ案内する訓練もしなければならぬ。

共助の部分について、マンション内部の要支援者の方々の情報が、個人情報保護の関係から自治会長や民生委員などの一部の方々にはしか共有されていないため、共助できる状況にありません。

状況に応じた訓練を行うべきかと思っております。

【2-3】防災無線の増設要望

津波発生時の情報は、携帯電話、TV、ラジオで津波情報は入手可能ですが、どこからか聴こえてくる防災無線からも最新の情報が放送されることと思っております。いつも防災無線から聴いていますと風の向きでよく聞き取れない時が多々あります。

茅ヶ崎市内どこにいても聞けるよう、防災無線の増設を要望します。

【行政の回答】

現在市では、気象庁が発信する緊急情報を自動で防災行政用無線を起動し放送する全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）を運用しております。

あわせて、防災ラジオやメール配信サービス、X（旧ツイッター）などの SNS 等と連動し、緊急情報を直ちに伝える体制を整えております。

防災行政用無線は、即時に広範囲に情報を伝達するため、市内に全 119 局の屋外拡声子局を備え、平素は夕方のチャイム放送や行方不明者の捜索、振り込め詐欺被害の予防等を放送し、日頃から設備の異常などが無いか、確認しております。

また、緊急地震速報や津波警報などの緊急情報については、通常時の放送と異なり最大音量で放送す

る設定としており、日頃無線放送が聞き取りにくい地域においても、緊急情報をお届けできるよう努めております。

防災行政用無線は緊急時の情報伝達に優れている一方で、屋外スピーカーという性質による気象等の影響を受けやすいこと、また、昨今の住宅の気密化などにより、屋内での放送内容の聞き取りが難しいといった状況も生じております。

防災行政用無線の難聴対策として、屋外拡声子局の増設は、その効果は高いものの、新たに子局を設置する付近にお住まいの方にとっては、平素の放送による影響が大きく、特に住宅が密集する市南部地域では、新たな設置場所の確保が難しい状況もございます。

こうしたことから、市では、屋内でも防災情報を受信できるよう、防災ラジオの普及促進に努めるとともに、メール配信サービスや電話応答サービス、t v k データ文字放送、SNS などにより情報を発信し、緊急情報は、携帯電話各社のエリアメールなどとも連動し情報発信に努めておりますので、市民の皆様がどのようにして防災情報を受け取ることができるかについて、分りやすい周知に努めてまいります。難聴地域などがあることは事実ですので、簡易的なスピーカーの設置やアプリの開発等あらゆる角度から対策を講じていきたいと考えております。

【くらし安心部防災対策課防災担当】

【関連質問】

液状化現象が発生した際の地盤の強さに関する情報を知りたいと思っております。市ではどの程度把握していますでしょうか。液状化の危険性は低いという話を聞いたことがあったが、関係ないものなのか。

【行政の回答】

液状化ハザードマップについては、すでに作成済みです。市北部の丘陵地以外の南側の平地部については、もともと海で、相模川によって運ばれた砂質土が広がっておりますので、液状化の可能性が高い地盤となっております。

関東大震災の際には、実際に液状化が所々発生したと話は聞いています。地震の揺れ方によっても液状化の状況は変動しますが、いずれにしても、液状化の可能性のある地域となりますので、ご注意ください。

【都市部都市政策課都市政策担当】

3 災害時保健福祉専門職ボランティア活動について
茅ヶ崎市では、大規模な災害が発生した場合に、避難所等において保健衛生・福祉及び介護の迅速なボランティア活動を行うため、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士、介護福祉士等の有資格者に専門職ボランティアとしてあらかじめ登録してもらう「災害時保健福祉専門職ボランティア事前登録制度」を、数年前から実施しています。

避難所が開設された後に活動するとのことですが、幸いなことに大災害が起こっていないこともあり、現在は年に一度行う研修のみであって、実際にはどのような活動をするのかが、明確ではないように思います。

大災害が起こって避難所が開設された場合には、一般の皆さんの受け入れだけでも混乱が予想されます。そのような状況のなか、支援が必要な避難行動要支援者の支援をどのように行うのか、要支援者は何を支援してもらえるのか等、受け入れるボランティアにも、受け入れてもらう要支援者にも、もう少し分かりやすい説明の共有が必要ではないでしょうか。また、ボランティア登録された方の継続的な研修・訓練が必要と思います。

【行政の回答】

本市では平成 27 年 4 月から災害時専門職ボランティアの事前登録制度を開始し、本市で大規模災害が発生した際に、避難所で専門資格を生かしたボランティア活動を実施いただくこととしております。

令和 6 年 9 月 1 日現在、保健衛生職、介護職、福祉職の 79 名の方に登録をいただいています。

専門職ボランティアの活動内容といたしましては、ご自身やご家族等の安全を確保したうえで、避難所における健康相談や、日常生活の自立支援及び相談援助などを想定しております。

近年では、地震災害や風水害が頻発しており、災害発生時に様々な専門職の団体がいち早く支援に入るなど、被災地支援をめぐる仕組みも目まぐるしく変化しております。本制度につきまして、支援を受ける側と支援をする側のみならず、多くの関係者が理解しやすいものに改善する必要があると考えており、職種ごとに期待される役割・活動のタイミングを再整理するなどの見直しを検討しています。

専門職ボランティアを対象とした研修は、コロナ禍による中断はございましたが、本制度の開始当初より、災害時等における体制や活動内容の理解を深

めることなどを目的として開催しており、今後も継続してまいります。こうした研修の機会を通して、より分かりやすい説明に努めてまいります。

【福祉部障がい福祉課福祉推進担当】

【福祉部高齢福祉課いきいき推進担当】

【保健所保健企画課保健企画担当】

4 ラチエン通りの「災害時道路閉塞確率の改善」について

茅ヶ崎市の HP の都市防災（防災まちづくり）に、地震による地域危険度測定調査として、「平成 25 年度地域危険度測定調査検証結果」が公開されています。その検証結果によると、沿道建物の倒壊によって緊急車両の通行が可能か、人が避難することが可能か、という 2 つの視点から測定された「道路閉塞確率」は、ラチエン通りは 80%以上となっています。

災害発生時にラチエン通りが閉塞してしまうのは、自力で歩けない住民は避難困難ということになります。その上、緊急車両も通行できないのでは危険きわまりない環境です。

また、一中通りは道路閉塞なしと測定されていますが、ラチエン通りが通行不可となり、皆が一中通りを使用するとなれば大変な混雑になるのは目に見えています。

この調査は、平成 25 年度の報告発表以来 10 年が経過しているものの、調査報告が HP にアップされていません。その後、調査結果にあまり変化が無く、ラチエン通りの「道路閉塞確率」は改善されていないということでしょうか。

海岸地区はクラスター火災の危険地域です。火災発生時には、広域避難場所である茅ヶ崎ゴルフ場への避難が不可欠です。茅ヶ崎ゴルフ場への避難経路であるラチエン通りの「道路閉塞確率」の改善策実施をお願いいたします。また、災害時の避難行動は、「車の使用は不可」ということを住民に周知徹底していただきたい。

【行政の回答】

道路閉塞確率は、沿道建物の損壊により、道路上に建物のがれき等がはみ出しても緊急車両や人が通ることが可能かを測定したもので、地震時の避難行動を考える上で、参考にさせていただくため作成したものです。

道路閉塞確率は、道路幅員、沿道建物の建築年代や建物の構造・階数を考慮し、測定を行っており、

平成 25 年度の調査以降、ラチエン通り及び沿道建物の状況に大きな変化が無いことから、道路閉塞確率の変化はないものと考えております。

この状況を抜本的に改善するためには、ラチエン通りの拡幅が必要となりますが、現状において、拡幅の計画は無く、改善は困難と考えております。

大規模地震時には、ラチエン通りが閉塞する可能性があることと共に、幅員の狭い道路での避難は、余震により沿道建物の倒壊に巻き込まれる危険性もあることから、避難の際は、なるべく幅員の広い道路を使うよう周知・啓発を行ってまいります。

また、家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができない恐れや車両避難に伴う渋滞の発生、それに伴う徒歩避難者の避難の妨げになることが想定されるため、要配慮者と同行避難する場合などのやむを得ない場合を除き原則として、避難は徒歩によるものとされており、訓練や講座の実施時等機会をとらえて周知・啓発を図ってまいります。

【都市部都市政策課都市政策担当】

【くらし安心部防災対策課防災担当】

5 避難所におけるペット問題について

現在、海岸地区は、犬だけで約 1,500 頭の届け出があるそうです。飼い主の皆さんがペットを同行して避難所へ避難する場合、その対応策が十分に検討されていないのではないのでしょうか。

指定避難所の第一中学校、茅ヶ崎小学校、東海岸小学校では、避難者とは隔離された場所にペットのケージ置場を設けています。しかし、避難所においても、家族同然として飼っているペットと共に過ごしたいと思っている方もおります。

その一方で、動物の鳴き声やニオイなどが苦手な方や動物アレルギーの方も多くおります。

避難所で生活する多くの皆さんが、メンタル面においても健康的に過ごせるような対応策とルールを決め、お互いに思いやりと責任ある姿勢で助けあう事が大切だと思います。

避難所において、ペットを隔離する同行避難だけではなく、校庭にテントや車を入れての同伴避難を取り入れることも検討されては如何でしょうか。

また、ペット同伴避難場所としてゴルフ場の利活用を検討しては如何でしょうか。



【行政の回答】

災害発生時の避難所運営については、避難所の円滑な立ち上げ及び安定した避難所生活を少しでも早く確立できるようにするために、毎年、小・中学校ごとに市の拠点配備職員、学校関係者、自主防災組織や防災リーダーの方々が集まって打合せ会を開催し、ペット対策も含め、避難所運営マニュアルの内容の確認及び修正に取り組んでおります。

また、地区防災訓練でもペットの受入等についての訓練を実施していただいていることは市としても承知しております。

市では、保健所が事務局を務める茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会で避難所でのペットの受け入れについてのガイドラインの作成や、飼い主に同行避難を体験してもらう「愛犬の避難訓練」等を実施し、啓発に努めております。

被災状況にもよりますが、大勢の避難者やペットの同行避難者がいて、避難所生活が長期化するようであれば、学校と協議して、ペットと過ごせるスペースを教室も含めて検討することになると想定しております。こうした教室等の使用に関しては、避難所運営委員会が中心に調整していくこととなりますが、災害時にスムーズに使用場所を確保していけるよう、平時から避難所打合せ会の中でテーマの一つとして、学校関係者と確認を進めてまいります。

【くらし安心部防災対策課防災担当】

【関連質問】

校庭にテントや車での同伴避難を取り入れること、またはペット同伴避難場所として茅ヶ崎ゴルフ場の利活用を検討することについては、市はゴルフ場と話し合いの場を持つ考えはありますか。

【行政の回答】

災害時については、学校のグラウンドなどの状況がどうなっているのか、いま現在では、想像するしかできません。ペット避難については、避難所運営マニュアルの中でどう対応するべきか記載しているところですが、質問いただいたような対応は、現在考えておりません。しかし、避難状況や学校の状況によって、対応は異なるかと思っております。

現在のところ、茅ヶ崎ゴルフ場側との話し合いの予定はありません。しかし、こうしたご意見や様々な状況を考えながら検討していきたいと考えています。

【くらし安心部防災対策課防災担当】

市長のまとめ 佐藤 光 市長

今回、避難所を中心にいろいろとご意見をいただきました。誠にありがとうございます。明確にできたのは、まず一時避難場所と指定避難所の違いについてかと思えます。ここは海岸地区でありますけれども、いざ災害に遭った際には、海岸地区とか茅ヶ崎南地区とか言っていられないかと思えます。海岸地区の方々が高砂コミュニティセンターへ避難することも十分考えられますし、茅ヶ崎南地区の方がクラスター火災などで、海岸地区へ避難することも想定しなければいけないと考えます。あまり地区にこだわり過ぎず、状況に応じた対応が必要になるかと思えます。先ほどご意見いただいたように防災訓練も全地区合同での実施や小出地区など遠く離れた地区と合同で実施することも良いかもしれません。



夜間に公共施設が閉館している場合にはどうするかというお話もありました。配備職員がすぐに到着できれば良いですが、配

備職員も被災者であります。すぐに到着できない場合には、蹴り破ってでも開けてください。津波が来た際には、1階部分は壊滅状態になることが想定されますので、開錠されるまで待つのではなく、蹴り破ってでも開けて垂直避難していただくことも必要なかなと思えます。マンション側も協定を締結していますから、開けていただけると信じていますが、何があるか分かりません。まずは命を守ることを第一に行動していただきたいと思えます。

防災無線についてのお話もありました。皆さんのスマートフォンに直接、防災無線の情報が発信されるようなアプリの開発など、対策を検討しているところでもあります。それができれば、防災無線の音を聞かなくとも、皆さんの手元に情報を直接届けることができるのではないかと考えております。

災害時保健福祉専門職ボランティアのお話もありました。ボランティアの皆さまには本当に心から感謝しております。被災された方々にどう寄り添えるのかというのは本当に大事なことであります。能登半島の被災地へ行った市職員から、保健福祉専門職の方々だけではなく、一般職員についても被災された方々の話を聞いていたと報告がありました。災害

時は、みんなでこういった体制を作っていく必要があるということをお伝えされてお思います。市全体が被災してしまった場合には、保健福祉専門職ボランティアの皆さんから一般の私たちにもご教授いただきながら、みんなで守る体制を作っていきたいと考えております。

ラチエン通りの閉塞率につきましては、これは災害のみならず、周辺の住民の方々の日頃の生活にも影響があることは重々承知をしております。なかなか拡幅しようにも強制的な対応はできませんので、現場の方々と話し合いながら対応していきたいと考えております。しかし、道が狭いことによって日頃の生活に支障があるというのは問題がありますので、ソフト面でも改善できるのであれば、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

ペットの避難については、しっかりと訓練をしなければならぬと思っております。台風19号の際にペットを連れて避難された方があり、そのペットが避難所を汚してしまったということがありました。飼い主側もきちんと訓練して、何を持っていかなければいけないのかなど、そういった訓練もあまりできていないのではということもあります。来年3月頃に、住宅メーカーとペットの避難訓練を実施しようと考えております。ペットの飼い主同士はとても仲が良いので、こういった訓練を通してお互いの顔が見える関係を深めていただけたらと考えています。

能登半島地震が起きて、茅ヶ崎市も対策本部を立ち上げました。派遣する消防職員や罹災証明書を発行する職員、保健士等のスケジュール等について、各部長級が集まって協議が行われました。その際に、若い職員から市役所内の各課に、能登半島に対して何ができるのか諮っていいですかと発言がありました。私はそれに対して、そう思ったらすぐやるべきだと伝えました。もしかしたら被災時に私や幹部が亡くなっているかもしれません。地震が起きてから1時間後に何名の職員が集まることできて、何ができるのか、今からしっかりと考えておかなければいけないと若い職員から痛切に教えられたような気がいたします。すごい勇気の要ることだと思えます。

そういった空気に茅ヶ崎市役所もなってきました。自ら動く市役所としていきたいと思っておりますので、各地区の担当者等を通じながら、現場の雰囲気、応えを受け止めて、公助につなげていきたいと考えております。皆さまのご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

